題目　『不登校支援に向けた柔軟な公立学校の運営に関する一考察』

指導教官　山口健二
発表者　　坂田裕紀

Ⅰ、題目設定の理由

平成１３年をピークに不登校の児童生徒数は減少傾向にあるとはいえ、その割合は依然として小学生で全体の 0.33%、中学生で 2.72%である。これは同じ義務教育段階の児童生徒で盲・聾・養護学校に通う生徒数が全体の 1.6%であることと比べても多いことが分かるが。「不登校は特別な病気ではなくどこででも起こりうること」という認識は浸透しているにもかかわらず、その支援体制はまだ十分には整っていない。適応指導教室などのこれまでの不登校支援ではどのような問題があり何が課題なのか。不登校に対して新たにどのような支援体制が構築され始めているのかを知り、新たに公立学校を中心とした支援の可能性について考察したいと思い本題目を設定した。

Ⅱ、論文構成

はじめに

第一章　個に応じた不登校支援

第一節　新たな課題に対応した不登校支援の必要性

第二節　これまでのＮＰＯ法人の活動と課題

第二章　柔軟な学校運営を求めて

第一節　アメリカ・チャータースクール

第二節　教育特区が創る学校

第三節　公設民営学校設立に向けて～中教審の答申から～

第三章　公立の不登校支援学校
～奈良県大和郡山市における実践例～

第一節　あゆみの広場からＡＳＵへ

第二節　学校の様子

第三節　公立学校としてのＡＳＵ

第四節　特区内容の全国展開

おわりに

Ⅲ、論文の内容

第一章、第一節では、平成１５年４月、不登校問題に関する調査研究協力者会議で出された答申「今後の不登校への対応の在り方について」を検討した。「不登校の原因の多様化」、「適応指導教室の限界」、「卒業後の進路の不安定」の３つの問題が読み取れることを指摘した。第二節では具体的にこれまでのＮＰＯ法人の活動を二つ紹介し、地方自治体・国レベルでの金銭的援助が不可欠であることを指摘した。

第二章、第一節では新たなタイプの公立学校として注目されているチャータースクールについて調べた。チャータースクールは、運営資金は税金で賄われ、設置された州のほとんどの規制の適用を免除され、さらにカリキュラム・授業・教職員・予算・内部組織・学事の計画や予定などの領域で広範な裁量権を持っている。その教育結果としては、学業面の成績は概ね良い成果はでているものの（尚、多くのチャータースクールは開校からまだ十分な時間が経っておらず、信頼できるデータを欠いている、評価プログラムが各州によって違うという二つのことを頭においておかなければならない）、学校管理面での問題、予算の不適正な使用、閉鎖時の児童生徒の教育機会の損失などの課題は残っている。

第二節では、平成１４年６月２５日に閣議決定で導入された教育特区について考察した。教育特区では各地域で独自の教育が展開でき、その運営費は各自治体から予算がおりるので、日本版のチャータースクールである。平成１５年の第一弾認定では不登校に関する特区は東京都八王子市の「不登校児童・生徒のための体験型学校特区」の一つだけだったものの、その後は衆議院議員の下村博文をはじめとする特区賛成者による広報活動のおかげで、岐阜市、京都市、横浜市、小田原市、などで不登校支援のため特区が生まれている。

第三節では平成１６年３月４日に出された第３８回中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について『第３章　公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方について』」を参考に、公立

学校の運営を実際に民間に委託するときの留意点や意義について考察した。

第三章では平成 16 年 4 月、奈良県大和郡山市で第二回構造改革特区によって生まれた学科指導教室「ＡＳＵ（あゆみ　スクエア　ユニバース)」について考察した。ＡＳＵは市内の不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、学校教育を展開している。ＡＳＵには平成 17 年 12 月 7 日に実際に行きその施設を見学したり、現場の先生や市教育委員会の学校教育課ＡＳＵ担当の方に話を聞いたりした。

大和郡山市では奈良県や全国の平均と比べて不登校児の割合が高いことから、平成 9 年から不登校児童生徒のための適応指導教室「あゆみの広場」を開設した。それでも学校復帰できる児童生徒がなかなか増えなかったことから、「あゆみの広場」の運営実績を活かしながら教育特区によってＡＳＵが生まれた。ＡＳＵでは①教育課程の弾力化、②市費負担教職員の任用、③ＩＴ等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大、の三つの特例措置が認められており、840 時間の弾力的な時間編成のなかで英国数理社の５教科に加えて独自の５つの新しい教科を用いたカリキュラムを編成している。

そんな中、特区が始まってから３ヶ月たって、学籍を移動せずに通室が可能になった。この認定の前まではＡＳＵには郡山小・中学校に転校してからでなければ通えなかったので、保護者や本人から転校に抵抗があったがこの認定でＡＳＵへより通学しやすくなった。さらにＡＳＵに在籍する生徒の調査書を「ＡＳＵ」から提出されることを認められた。これに伴い、県立高校の受験の際にＡＳＵに通室する生徒の調査書はＡＳＵの指導要録に則して作成、提出することが県教育委員会に認められた。これまで各中学校の指導要録に基づいて作成していた調査書を各中学校から提出することで生まれる内申書での不利益もなくなり、ＡＳＵが一般公立中学校として認められたこととなる。

しかし、課題も残っている。市費負担としてＡＳＵに 2100 万円の予算がおりているが 10 人の教員の人件費も含まれていることを考えると、どうやって増やすかが課題となる。校舎も元ＮＴＴの建物の一部を改装し、工夫して使っているので教室の数も限られている。そのため中学校では二十畳ほどの一つの教室で２年生と３年生が二つの黒板で別々の科目の授業を受けており、お互いの授業への支障が心配である。体育館や保健室、図書館などもまだない。

第三章、第四節では大和郡山市の特区内容の一つでもあった「ＩＴ等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」の全国展開が決められた平成 17 年 7 月 6 日、文部科学省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会宛てに出された通知「不登校児童生徒が自宅においてＩＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」を考察した。

Ⅳ、今後の課題

私は実際にＡＳＵを見学し、生徒のいきいきした様子を見て不登校の児童生徒は家で過ごすのではなくやはり同年代の仲間と過ごしてこそ成長できるものだと痛感した。第三章、第四節で考察した通知は地方自治体単位で行われていた特区の内容が全国展開されるようになった点では大きな一歩なのだが、自宅学習を認めるものなので、今後はＡＳＵのような学校が全国展開されることに期待したい。

今後は現場の教員としてそういった全国の動きに常に目を向け、必要に応じて保護者に紹介できるようにしたい。そして課題として今回あまり深く考察できなかった不登校が起こる新たな原因についてもきちんと理解した上で、その生徒に合った解決方法を共に考え支えられる教員になりたいと思う。

Ⅴ、主要参考文献

天野良一　2001　『子供が「個立」できる学校』　角川書店

下村博文　2003　『学校を変える！「教育特区」』　大村書店

チェスター・Ｅ・フィン Jr 著　高野良一訳　2001『チャータースクールの胎動―新しい公教育をめざして』青木書店

大和郡山市教育委員会　視察資料「ＡＳＵ：あゆみ　スクエア　ユニバース」